

## 7 災害に対応する環境整備

### (1) 通信の設備

災害時における議員、事務局職員等の安否確認及び情報連絡等の手段として、メール、FAX、電話、伝言ダイヤル等の通信環境を整備する。

### (2) 備蓄品等の確保

発災後の議会活動を継続的に行うことができるよう、議員は、3日間程度分の非常用食料、飲料水及び毛布等を確保するよう努めるものとする。

### (3) 防災服等の貸与

議員による災害時等の活動に資するため、全議員に次の備品を貸与する。

防災服上衣	1着	ベルト	1本
防災服上衣(春・夏用)	1着	ヘルメット	1個
防災服下衣	1着	防寒服	1着
制帽	1個	安全靴	1足
		雨合羽	1着

### (4) 資格の取得

議員は、災害時に有効な資格の取得に努めるものとする。

### (5) 訓練の実施

区が実施する防災訓練等と連携した訓練を実施する。

### (6) 審議を継続するための環境の整備

審議を継続していくための環境整備として、令和2年4月30日付け総務省自治行政局行政課長通知等に基づき、コロナ禍におけるオンライン会議の導入については、既に決定済である。今後、オンライン会議システム(Zoom)を委員会等において活用しながら、その検証を行っていく。

また、新型コロナウイルス感染症以外の災害等におけるオンライン会議システムの活用については、引き続き、国の動向等を注視するとともに、議会改革特別委員会での議論等も踏まえて検討を進めていくこととする。